

## 「住宅の離れ」の用途上可分不可分

用途上不可分と取り扱うことができる「住宅の離れ」は次のいずれかに該当するものとする。

- ①便所が設置されていない。
- ②台所が設置されていない。

※浴室の有無については問わないものとする。

関連告示

参 考